

経 済 産 業 省

20200317 貿局第1号
輸出注意事項2020第9号
輸入注意事項2020第5号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

| 改正後 | | 現行 | |
|------------|------------------------|------------|------------------|
| 別表第1～24（略） | | 別表第1～24（略） | |
| 別紙1～2（略） | | 別紙1～2（略） | |
| 別紙3 国コード表 | | 別紙3 国コード表 | |
| 国コード | 国名 | 国コード | 国名 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| MK | <u>NORTH MACEDONIA</u> | MK | <u>MACEDONIA</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (以下、略) | | (以下、略) | |